

一 般 質 問 通 告 書

奥多摩町議会会議規則第59条の規定により、下記のとおり通告をします。

平成 27 年 7 月 29 日

奥多摩町議会議員 第 7 番 師 岡 伸 公 印

奥多摩町議会議長 殿

※ 2 ページのうち 1 ページ目

質 問 事 項 等		
質問 順序	質問のみ 所要時間 分	所管課(長) *記入不要
件名(簡条書に)→ 空き家対策特別措置法と奥多摩町の現状について		
内容(具体的に)→ 昨年末、空き家対策特別措置法が成立しました。今回の法律は社会的にも大きな影響を及ぼすものと思われます。適切な管理のされていない空き家の環境保全を図る、つまり其々の市町村が代理執行をすることが出来るという制度です。しかし、法律が制定されても個人資産として「いずれ子どもが入るから」「倉庫にしている」など市町村が空き家と判定するには多くの難しさを抱えていると思われます。6月議会では、町長から町独自の空き家対策を推進する、空き家を積極的に活用していくという方針を伺いました。そのことによって、町の活性化、若者の定住化を図っていこうということでした。加えて、職員で構成されるサポーター制度の発足についても報告がありました。この特措法を奥多摩流に有効活用することが、町活性化の生命線のひとつであると思います。そこでこの数か月間の動きについてお伺い致します。		
1) 空き家特定のための実施計画は？		
2) 固定資産税の優遇措置除外の今後への影響は？		
3) 定住サポーター制度の活動状況、現況は？		

受 付		受付順位 番
		時 分

供覧・局長	決裁・議長